

モーダルシフト促進強化事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日
総合政策部総合交通課

(趣旨)

第 1 条 県は、本県広域物流網の機能維持を図るため、予算で定めるところにより、県内発の海上定期航路又は鉄道貨物を利用して貨物の輸送を行う事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者（以下「運送事業者」という。）。ただし、宮崎県内に営業所を有する運送事業者に限る。
- (5) 次に掲げる貨物輸送（以下「補助対象貨物輸送」という。）のいずれかを行う者。

輸送手段	貨物輸送	対象期間
本県発の海上定期航路を利用する場合	県内港から県外に向けて行う内航貨物輸送	令和 6 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
本県発の貨物鉄道を利用する場合	延岡駅から県外に向けて行う貨物輸送（佐土原オフレールステーション及び都城オフレールステーションから県外に向けて行う貨物輸送を含む。）	

(補助対象経費及び補助額)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費は、補助対象貨物輸送に要する経費とし、それについての補助額は、別表第 1 により算定された額とする。

(事業計画の認定)

第 4 条 補助事業者は、事業計画申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添え、知

事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業（輸送）計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業（輸送）計画書（別紙）（別記様式第3号）
- (3) 第2条第1号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明書）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）
- (5) 第2条第3号に係る（暴力団関係者に該当しないことの）誓約書（別記様式第5号）
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による書類一式が提出された場合は、当該書類の内容を審査し、補助事業者としての認定の可否について通知する。

（事業計画の変更及び中止）

第5条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 別表第2に定める事業計画の重要な変更をしようとするとき。（別記様式第6号）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。（別記様式第7号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったとき。（別記様式第8号）

（事業計画の認定の取消し）

第6条 知事は、補助事業者が第4条第2項の規定による認定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する補助事業者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他認定を取り消すことが相当であると知事が認めたとき。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第7条 補助事業者は、規則第3条の規定による交付申請については、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の完了する日が属する年度の10月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

2 規則第3条に定める交付申請は、規則第14条第1項の規定による実績報告を兼ねるものとする。

（申請書に添付すべき書類）

第8条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は省略することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業（輸送）実績報告書（別記様式第10号）
- (2) 事業（輸送）実績報告書（別紙）（別記様式第11号）
- (3) 収支精算書（別記様式第12号）
- (4) 補助対象貨物輸送実績に関する証明書（別記様式第13号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第9条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに規則第11条の規定による事業遂行状況報告書(別記様式第14号)を作成し、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第12条 この補助金は、精算払により交付する。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第13条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、規則第15条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(努力義務)

第15条 本要綱に基づき補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後も、可能な限り本県内発の海上定期航路及び貨物鉄道を利用した貨物輸送に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係るモーダルシフト促進強化事業から適用する。
- 2 モーダルシフト促進事業補助金交付要綱(令和5年7月25日定め)は、廃止する。ただし、補助金交付の条件に係る規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

補助金額算定表

	補助区分	補助金額の算定方法
I 基本額	前年度（令和5年4月1日から同年9月30日までの期間とする。以下同じ。）に補助対象貨物輸送を行ったことがない場合	補助対象貨物輸送について、附表の輸送手段、種類及び規格の区分に応じ、同表「単価」に定める金額をそれぞれ乗じて得た額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。以下「実績額」という。）
	前年度に補助対象貨物輸送を行ったことがある場合	実績額から、前年度に行った補助対象貨物輸送に基づく額（実績額の算定方法と同様とする。）を減じて得た額
II 各割増 （ 該 当 ご と に I 基 本 額 に 加 算 す る 額 ）	基本額が100万円以上の場合（貨物量による割増）	基本額を0.2倍した額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
	「ホワイト物流」推進運動自主行動宣言書を「ホワイト物流」推進運動事務局に提出し、当宣言書に基づく取組を実施している場合（ホワイト物流割増）	同上
	パートナーシップ構築宣言を「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」に登録し、当宣言に基づく取組を実施している場合（パートナーシップ構築宣言割増）	同上
	「働きやすい職場認証制度」（正式名称：「運転者職場環境良好度認証制度」）の認証を受けている場合（働きやすい職場認証制度割増）	同上

別表第2（第5条関係）

事業計画の重要な変更

事業計画申請書	申請者に係る一部又は全部の変更
事業（輸送）計画書	事業対象期間、輸送区間の変更
事業（輸送）計画書（別紙）	利用輸送機関の変更
その他補助事業計画申請書 添付書類	記載事項に係る一部又は全部の変更

附表

補助額単価表

輸送手段	種類	規格	単価
海上輸送	トラック (単車)	全長8m以上	1台あたり 8,000円
	トレーラー (シャーシ)	全長8m以上	1台あたり 10,000円
	コンテナ	40フィート	1個あたり 10,000円
		20フィート	1個あたり 5,000円
鉄道輸送	コンテナ	20フィート	1個あたり 5,000円
		12フィート	1個あたり 3,000円

(注) 表にない種類又は規格により輸送した場合は、その輸送力に応じて、個別に知事が補助額を決定する。